

E T C 2 . 0 路側機において収集されるプローブデータの取扱にかかる確認書

国土交通省道路局道路交通管理課、企画課、国道・技術課及び高速道路課（以下、上記4課を総称し「甲」という。）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「乙」という。）、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、上記6社を総称し「丙」という。）は、E T C 2 . 0 路側機において収集されるプローブデータ（車載器 I D 付きプローブ情報の利用及び取扱方針における「車載器 I D 付きプローブ情報」をいう）の取扱について、次のとおり確認書を締結する。

（目的）

第1条 この確認書は、E T C 2 . 0 路側機により収集されるプローブデータ（以下「プローブデータ」という。）の取扱について必要な基本的事項を定めることにより、プローブデータの適正かつ円滑な活用を図ることを目的とする。

（プローブデータの収集）

第2条 甲、乙及び丙は、道路交通の状況を常時把握できるようにするため、プローブデータを継続的に収集できるよう努めるものとする。

（相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、プローブデータの有効活用にあたり、相互に協力し、これを推進するものとする。

（利用可能なプローブデータの対象範囲）

第4条 この確認書は、乙が保有し丙が管理する道路に設置されたE T C 2 . 0 路側機において収集されたプローブデータ及び甲が保有し甲が管理する道路等に設置されたE T C 2 . 0 路側機において収集された丙が管理する道路に関するプローブデータについて適用する。なお、その他プローブデータについては別途協議とする。

（プローブデータの共有利用）

第5条 第4条によるプローブデータは、甲及び丙が無償で利用できるものとする。

2 第1項の規定に関わらず、甲が管理する路側機において収集されたプローブデータ及び乙が保有し丙が管理する路側機において収集されたプローブデータは、甲及び丙それぞれにおいて甲が管理するプローブ統合サーバーへ提供し、甲はそのデータを集約し統計的データとしてとりまとめるものとする。なおこの統計的データは、甲及び丙が無償で利用できるものとする。

3 第2項における統計的データに関しては、第4条の規定による協議をしたものとみなす。

4 第1項及び第2項によるデータの利用に関して、丙は高速道路事業（高速道

路株式会社法第5条第1項第一号及び第二号の事業並びにこれらに附帯する事業のことを言う。)に資する利用に限る。

(プローブデータの取扱い)

第6条 甲及び丙が前条に基づきプローブデータを利用するにあたっては、「車載器ID付きプローブ情報の利用及び取扱方針」及び「プローブ情報の利用及び取扱について」に基づき取り扱うものとする。なお、この取扱いのうち第三者提供の仕組みについては今後別途検討するものとする。

(確認書の有効期間)

第7条 この確認書の有効期間は、本確認書締結の日から平成31年3月31日までとする。なお、有効期間満了日の3ヶ月前までに、本確認書を終了させる等の申し出が甲乙丙いずれからもなされないときは、本確認書の有効期間は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(確認書の変更)

第8条 この確認書の内容を変更する必要があるときは、その都度、甲乙丙協議の上、変更するものとする。

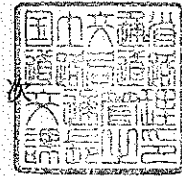
(その他)

第9条 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上定めるものとする。

この確認書の証として、本書8通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月12日

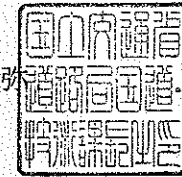
甲 国土交通省道路局道路交通管理課
課長 土井 弘



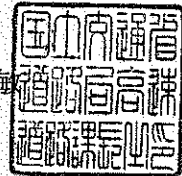
国土交通省道路局企画課
課長 吉岡 幹



国土交通省道路局国道・技術課
課長 村山 一



国土交通省道路局高速道路課
課長 伊勢田 毎



乙 独立行政法人日本高速道路保有・償還
企画部長 高松 謙

丙 東日本高速道路株式会社
管理事業本部 交通部長 上倉 勉

中日本高速道路株式会社
保全企画本部 保全担当部長 河合 朝 伸

西日本高速道路株式会社
取締役常務執行役員 高倉 照

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 宮田 年

阪神高速道路株式会社
保全交通部長 川北 司

本州四国連絡高速道路株式会社
保全部長 川上 賢